

建築法体系勉強会の設置及び第一回勉強会の開催等について
(記者発表資料抜粋)

平成23年1月11日
国土交通省
住宅局建築指導課

1. 建築法体系勉強会の設置及び第一回勉強会の開催について

国土交通省では、建築物の質の確保・向上に向け、建築基準法などの建築法体系全体の目指すべき基本的方向を整理することを目的として、「建築法体系勉強会」を設置することといたしました。

第1回の勉強会は以下のとおり開催することとなりましたのでお知らせいたします。

①開催日時等

日時：平成23年2月2日（水）18:00～20:00

場所：中央合同庁舎第3号館（国土交通省）11階特別会議室

議事：建築関係法体系の現状の整理及び検討の進め方の確認

②建築法体系勉強会の委員

(別添1) のとおりです。

③取材等

- ・本勉強会は非公開で行いますが、第1回の冒頭のカメラ撮りは可能です。
- ・勉強会のとりまとめ後、資料及び議事概要を国土交通省ホームページにて公開する予定です。

(別添1)

建築法体系勉強会 委員

- | | |
|--------|-----------------------------|
| 浅見 泰司 | 東京大学空間情報科学研究センター教授 |
| 井出 多加子 | 成蹊大学経済学部教授 |
| 金井 利之 | 東京大学大学院法学政治学研究科教授 |
| 神田 順 | 東京大学大学院新領域創成科学研究科教授 |
| ○久保 哲夫 | 東京大学工学系研究科建築学専攻教授 |
| 櫻井 敬子 | 学習院大学法学部教授 |
| 辻本 誠 | 東京理科大学工学部第二部建築学科国際火災科学研究科教授 |
| 土居 丈朗 | 慶應義塾大学経済学部教授 |
| 深尾 精一 | 首都大学東京 都市環境学部都市環境学科教授 |
| 古阪 秀三 | 京都大学大学院工学研究科准教授 |

○：座長

閣議後の定例会見を始めさせていただきます。
私から冒頭発言というのは特にございません。

<略>

（問）建築法体系勉強会の件ですが、勉強会という位置付けと、今後どのくらいの頻度で開いて、いつ頃までに何を固めたいといったスケジュール感をお聞きしたいのと、それから非公開ということですが、その理由をお願いいたします。

（答）頻度や、あるいは具体的な進め方についてはこれからですが、前にも申し上げたように建築法体系というのは、基本法をベースに基準法、あるいは土法といったものに関して、網羅的に考えていくということを前提にしています。

基本法を作ってからなどという取組では時間が掛かってしまいますから、私は基本法と同時に基準法、あるいは土法も含めて、全体の建築に関わる関連法規をどのように考えていくべきかということをそこで議論していただきたいと、このように訴えて、この枠組みを作りました。

したがって、今後、具体的な進め方も十分にそこで議論していただくことになると思います。

非公開ということについては、今後、公開の仕方というのは、皆様方にお伝えすることになると思いますが、例えば、議論全体を公開することによって果たして本当に闊達な議論ができるかということについては、若干、私は違うのではないかと。むしろ、後ほどホームページに議事要旨を発表する、あるいは発言者は伏せてそれぞれの発言内容も、これは時間が掛かりますので、ある程度時間が経ったところで公開をしていくというようなこと、これでも十分に透明性は図れると思います。ですから、非公開・公開ということは、その方法論をもって議論をしなくてはならない部分ですので、私は一概に公開・非公開という言葉で一つの枠組みを規定すべきではないと思っています。今申し上げたような方法論はいくらでもあると思っておりますので、これは今後しっかりと考えて進めていくことだと思っております。

（問）スケジュール的にはどうなのでしょう。

（答）先ほど申し上げたように、基本法が出来てから、基準法だ、土法だということをやっていけば、これは大変な年月が掛かります。前にも申し上げているように、5年、10年なんていうことを言ったらやらないことと一緒にですから、私は並行して進めることが前提だということをお局には伝えておりますので、そこをできるだけ縮めて頑張ってください。

特に、前にも申し上げたとおり、集団規定、個別規定等、都計法との関係も出てきます。他省との関係も出てきますから、こうしたことの課題の抽出、解決の方法も踏まえて、今、私がいついつまでにと具体的に申し上げることはできませんが、決して長い期間掛けて、ただただ闇雲に引っ張るという話ではないと思っていますので、これは全力でやっていたかと。